

医 医 第 677 号
平成 30 年 8 月 30 日

神奈川県知事 様

横 浜 市 長



病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成 30 年 8 月 3 日付医第 515 号で照会のありました標記については、次のとおりです。

なお、平成 30 年度第 1 回横浜市保健医療協議会において、事前協議に係る意見聴取を行っていることを申し添えます。

- 1 平成 30 年度につきましては、病院等の開設等に係る事前協議を実施いたします。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜	855床

- 2 会議の開催状況

- (1) 第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議

ア 日時 平成 30 年 8 月 7 日（火）18 時から 20 時まで
イ 場所 横浜市医師会会議室

- (2) 第 1 回横浜市保健医療協議会

ア 日時 平成 30 年 8 月 24 日（金）19 時から 20 時 30 分まで
イ 場所 ワークピア横浜

- 3 平成 30 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方
別紙のとおり

担 当：医療局医療政策部医療政策課

柏村・栗本

電 話：045-671-2972

E-メール：ir-policy@city.yokohama.jp

平成 30 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

ア 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。

イ 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表）とします。

ただし、NICU 等の特殊な機能を担う病床については、医療計画との整合性や地域における需要を考慮のうえで、配分を検討します。

表 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料

回復期 機能	回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

3 配分に当たっての考え方

ア 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- (ア) 地域における医療需要
- (イ) 人材確保の計画の実現性
- (ウ) 収支計画等の運営計画の実現性
- (エ) 地域医療連携への貢献 等

(参考) 提出を求める資料等

- ・ 現行の病床利用率、在院日数、入院待ち患者数等のデータ
- ・ 増床部分にかかる人材確保、資金計画、診療報酬などの計画書 等

イ 配分後の病床機能の維持について、以下の点を要件とします。

- (ア) 原則として、開設許可後 10 年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
- (イ) 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

平成30年9月7日

医療課長 殿

厚木保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成30年8月3日付で照会のありました標記について、平成30年8月9日開催の県央地区保健医療福祉推進会議及び8月31日から9月6日にかけて開催した県央地区保健医療福祉推進会議（書面会議）において協議した結果、別紙の条件により不足99床について事前協議を実施することとなりましたので、回答します。

問合せ先
企画調整課 近藤
電話 046-224-1111 内 3212

(別紙)

平成 30 年度の県央二次保健医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る
公募条件について

- 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とします。
- 回復期機能を担う病床（地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床）を優先的な配分対象とします。
ただし、高度急性期機能を担う病床（ICU、HCU等）及び慢性期機能を担う病床（療養病棟入院基本料を算定する病床等）については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討します。
- 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行います。

平成30年8月30日

医 療 課 長 様

鎌倉保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成30年8月3日付けで照会のありましたこのことについて、別紙のとおり、平成30年度第2回三浦半島地区保健医療福祉推進会議における協議結果を回答します。

問合せ先

企画調整課 湯川

電話 0467(24)3900 内線221

病院等の開設等に係る事前協議について（結果）

1 事前協議について

平成30年度については、既存病床数が基準病床数を下回る22床について、事前協議の対象とするに足りないものとして、病床整備に関する事前協議を実施しない。

2 理由

職域病院の病床数の補正が流動的であり、休棟中の病棟も多数あること、また、今後基準病床数の見直しの検討も予定されていることから、その状況を踏まえて来年度以降の実施について検討することとしたい。